

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和元年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4919.68	5378.52	4654.64	5200.30	4958.92	6935.22	5073.70	4972.54	5506.34	4646.74	4290.36	5014.78
残滓搬出量	635	785	563	594	781	736	571	619	737	572	445	744

2. 焼却炉の運転状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	21	15	4	22	31	20	21	0	22	21	28	31	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	897	887	888	894	914	907	893	休炉中	898	893	898	892
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	208	209	199	213	213	214	206	休炉中	214	215	209	215
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	3	3	5	6	5	4	休炉中	6	5	6	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	16	31	30	13	19	23	28	30	27	18	0	26	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	904	895	899	899	906	902	901	903	899	894	休炉中	906
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	205	204	206	213	213	209	210	217	217	219	休炉中	208
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	5	3	3	7	6	4	5	5	5	4	休炉中	5
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場でご覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月25日	5月9日	8月8日	10月17日	12月18日	1月16日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月7日	6月28日	9月27日	12月6日	2月6日	2月27日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	-	10月17日	-	-	2月27日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.002未満	0.003	0.002未満	0.002	0.004	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	8未満	7未満	8未満	7未満	7未満	9未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	61	71	64	60	63	74	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	-	0.26	-	-	0.39	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月25日	5月9日	8月9日	10月17日	12月17日	1月16日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月7日	6月28日	9月27日	12月6日	2月6日	2月27日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	7月12日	-	-	2月26日	-	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.002未満	0.002	0.002未満	0.002未満	0.003	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	8未満	7未満	7未満	7未満	8未満	8未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	70	71	63	66	73	72	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	0.080	-	-	0.20	-	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。